

2025 年 3 月 22 日

各 位

アント・キャピタル・パートナーズ株式会社

代表取締役社長 飯沼 良介

株式会社テクノスジャパンの株券等を対象とする公開買付けの結果に関するお知らせ

アント・キャピタル・パートナーズ株式会社が運営するアント・カタライザー6号投資事業有限責任組合が出資するシー・シックス・エイト・ホールディングス株式会社が発行済株式の全てを直接に所有するシー・シックス・エイト株式会社は、2025年2月4日、株式会社テクノスジャパンの株券等を金融商品取引法に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年2月5日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2025年3月21日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

本公開買付けの結果に関する詳細は、別添「株式会社テクノスジャパン（証券コード：3666）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照ください。

【本件に関する照会先】

アント・キャピタル・パートナーズ株式会社

担当＜野呂瀬・藤原＞

TEL：03-3284-1800

（添付資料）

株式会社テクノスジャパン（証券コード：3666）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

2025 年 3 月 22 日

各 位

会 社 名 シー・シックス・エイト株式会社
代 表 者 名 代表取締役 野呂瀬 和樹

**株式会社テクノスジャパン（証券コード：3666）の株券等に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

シー・シックス・エイト株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 2 月 4 日、株式会社テクノスジャパン（証券コード：3666、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のスタンダード市場（以下「東京証券取引所スタンダード市場」といいます。）、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「1. 買付け等の概要」の「（3）買付け等に係る株券等の種類」の「② 新株予約権」において定義します。以下同じです。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025 年 2 月 5 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2025 年 3 月 21 日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

名称 シー・シックス・エイト株式会社
所在地 東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号

（2）対象者の名称

株式会社テクノスジャパン

（3）買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

2016 年 8 月 10 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は 2016 年 9 月 3 日から 2046 年 9 月 2 日まで）

（4）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
19,338,865（株）	12,892,500（株）	—（株）

（注 1） 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（12,892,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（12,892,500株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注 2） 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（注 3） 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である19,338,865株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が2025年2月4日に公表した「2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2024年12月31日現在

の対象者の発行済株式総数（20,400,000株）から、対象者決算短信に記載された2024年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（1,067,435株）を控除した株式数（19,332,565株）に、対象者から2024年12月31日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権（32個）の目的となる対象者株式の数（6,400株）を加算した株式数（19,338,965株、以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。）から、公開買付者が所有する対象者株式100株を控除した株式数（19,338,865株）です。

（注4） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注5） 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

（5）買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年2月5日（水曜日）から2025年3月21日（金曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（6）買付け等の価格

普通株式	1株につき、金1,155円
本新株予約権	1個につき、金1円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（12,892,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の総数（17,671,516株）が買付予定数の下限（12,892,500株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（2025年2月17日付で提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、2025年3月22日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（3）買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	17,671,516（株）	17,671,516（株）
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—

株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	17, 671, 516	17, 671, 516
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	1 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	176, 716 個	(買付け等後における株券等所有割合 91.38%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主等の議決権の数	191, 825 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の2024年11月14日提出の第31期半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数(19,338,965株)に係る議決権の数である193,389個を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

2025年3月28日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)の住所又は所在地(外国の居住者である株主等(法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合はその常任代理人の住所又は所在地)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応

募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付届出書（2025年2月17日付で提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載の内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、本公開買付け後、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、当該手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

シー・シックス・エイト株式会社

（東京都千代田区丸の内二丁目4番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以上